

長崎市政治倫理審査会におけるご指摘について

1 概要

長崎市長等政治倫理条例に基づき、長崎市政治倫理審査会へ市長の資産等補充報告書を提出し、審査を求めたところ、次のとおりご指摘をいただいた。

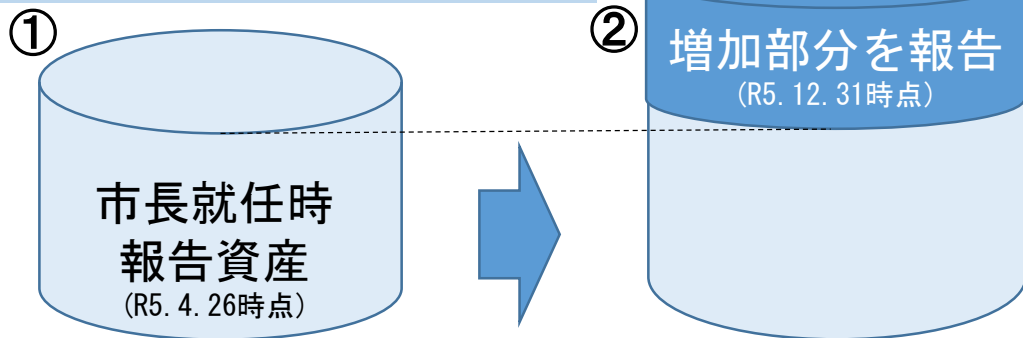
※長崎市長等政治倫理条例

市長等が、その権限に基づく影響力を不正に行行使して、自己又は第三者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めるもの

令和6年度審査会の指摘内容

- 報告内容は不適正とまではいえないが、提出された資料などから判断すると、「市長の給与収入に比して資産の増加が著しい」

(参考) 審査会への報告の流れ



令和5年度審査会 (R5. 8. 31開催)
資産等報告書 (R5. 4. 26現在) を提出

指摘なし

令和6年度審査会 (R6. 5. 27開催)
資産等補充報告書 (R5. 12. 31現在) を提出

指摘あり

報告する資産

- ・ 土地及び家屋
- ・ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権
- ・ 預金 (当座預金及び普通預金を除く)
- ・ 貯金 (普通貯金を除く)
- ・ 有価証券
- ・ 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品
(取得金額が100万円を超えるものに限る)
- ・ ゴルフ場の利用に関する権利
- ・ 貸付金
- ・ 借入金

長崎市政治倫理審査会におけるご指摘について

2 審査会への具体的な報告内容等

◎合計約950万円の増加を審査会へ報告

① 定期預金

- ・ 資産補充 (R5. 12. 31現在) 3,600,197円 (+2,000,017円)
- ・ 資産報告 (R5. 4. 26現在) 1,600,180円

+約950万円

(普通預金から運用)

② 貸付金 (市長から鈴木しろう後援会へ)

- ・ 資産補充 (R5. 12. 31現在) 16,495,000円 (+7,495,000円)
- ・ 資産報告 (R5. 4. 26現在) 9,000,000円

(市から委員への説明) ※報告すべき資産において普通預金は対象外
約950万円の原資については、市長の普通預金から運用している

令和6年度審査会 (R6. 5. 27)

- ・ 生活費用などを考えても給与のみでは、定期預金や貸付金の増加が適切なものの判断が難しい。普通預金の状況の確認が必要。
- ・ 提出された資料などから判断すると、「市長の給与収入に比して資産の増加が著しい」

長崎市政治倫理審査会におけるご指摘について

- 審査会において、資産の増加に係る財源は、**普通預金から運用したことを説明**したが、具体的に何を原資としたかお伝えできなかったため、十分な説明とならなかった。
- その元となるものは、長崎市長選挙に備えるための前職である**国土交通省職員の退職金及び市長給与**であり、それ以外の収入は無い。

